

PRTR 法施行令改正案に対する意見募集実施



環境省、厚生労働省並びに経済産業省が、PRTR 法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)施行令の一部改正案に対する意見募集を平成 20 年 9 月 29 日から 10 月 29 日までの間に行いました。

この改正案は環境省が平成 20 年 7 月 11 日に発表したもので、第一種指定化学物質を現行の 354 物質から 462 物質に、第二種指定化学物質を現行の 81 物質から 100 物質へと対象を広げるといふものです。

さらに PRTR 法の対象となる(第一種指定化学物質等取扱事業者となり得るとされる)業種については、現行の 23 種から新たに医療業が追加された 24 種となります。

また、改正法の施行は平成 21 年 10 月 1 日に予定されています。

意見募集結果につきましては、公表され次第お知らせいたします。

当社では PRTR 対象物質分析(有機溶剤類の廃液の測定等)についても行っております。お気軽にご相談下さい。

資料 2008年9月29日付 環境省報道発表資料
EIC ネット

水質分析箇所 堀井義則